

中 監 第 3 2 号
令和 4 年 2 月 1 6 日

中 種 子 町 長 田 淵 川 寿 広 殿
中 種 子 町 議 会 議 長 徳 永 留 夫 殿

中 種 子 町 監 査 委 員 利 水 幸 光
中 種 子 町 監 査 委 員 池 山 喜 一 郎

令和 4 年 2 月（1 月分）例 月 出 納 検 査 報 告 書

地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査の結果、次のとおりでしたので、同条第 3 項の規定により報告します。

記

1 検査の日時及び場所

令和 4 年 2 月 1 5 日 午前 9 時 5 0 から午後 3 時 5 0 分まで
中種子町役場 監査委員室

2 検査の手続き

- (1) 検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、預金等の保管状況は適正かに主眼をおき、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続きを実施した。
- (2) 有価証券等（株式・社債等）、預託金及び出資金等について、証券等の保管状況は適正かに主眼をおき、それぞれ関係書類、証券等との照合を実施した。

3 検査の結果

検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

また、有価証券、預託金及び出資金等については、提出された調書の計数と有価証券との照合により計数審査をした結果、適正に管理されていた。

4 個別的意見

その他軽微なことについては、指示済み。

中 監 第 3 2 号
令和 4 年 2 月 1 6 日

中 種 子 町 長 田 淵 川 寿 広 殿

中種子町監査委員 利水 幸光
中種子町監査委員 池山喜一郎

令和 4 年 2 月（1 月分）例月出納検査報告書

地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査の結果，次のとおりでしたので，同条第 3 項の規定により報告します。

記

1 検査の日時及び場所

令和 4 年 2 月 1 5 日 午前 9 時 5 0 から午後 3 時 5 0 分まで
中種子町役場 監査委員室

2 検査の手続き

- (1) 検査の対象となった各会計，各基金及び歳入歳出外現金の現金出納事務について，計数は正確か，預金等の保管状況は適正かに主眼をおき，それぞれ関係帳簿，証書との照合，その他通常実施すべき検査手続きを実施した。
- (2) 有価証券等（株式・社債等），預託金及び出資金等について，証券等の保管状況は適正かに主眼をおき，それぞれ関係書類，証券等との照合を実施した。

3 検査の結果

検査調書記載の計数と関係諸帳簿，証書類により計数審査を行い，各会計，各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

また，有価証券，預託金及び出資金等については，提出された調書の計数と有価証券との照合により計数審査をした結果，適正に管理されていた。

4 個別的意見

その他軽微なことについては，指示済み。

中 監 第 3 2 号
令和 4 年 2 月 1 6 日

中種子町議会議長 徳永 留夫 殿

中種子町監査委員 利水 幸光
中種子町監査委員 池山喜一郎

令和 4 年 2 月（1 月分）例月出納検査報告書

地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査の結果、次のとおりでしたので、同条第 3 項の規定により報告します。

記

1 検査の日時及び場所

令和 4 年 2 月 1 5 日 午前 9 時 5 0 から午後 3 時 5 0 分まで
中種子町役場 監査委員室

2 検査の手続き

- (1) 検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、計数は正確か、預金等の保管状況は適正かに主眼をおき、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続きを実施した。
- (2) 有価証券等（株式・社債等）、預託金及び出資金等について、証券等の保管状況は適正かに主眼をおき、それぞれ関係書類、証券等との照合を実施した。

3 検査の結果

検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

また、有価証券、預託金及び出資金等については、提出された調書の計数と有価証券との照合により計数審査をした結果、適正に管理されていた。

4 個別的意見

その他軽微なことについては、指示済み。